

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、町財政の健全化に関する 4 つの指標と資金不足比率、ならびにその数値が表す財政状況についてお知らせします。

【金武町はすべての指標で基準内】

令和 6 年度決算に基づき算定された本町の健全化判断比率および資金不足判断比率は、下表のとおり、すべての指標が基準内となりました。（表中の「－」は、当該比率がない、又は算定されないことを表しています。）

■健全化判断比率

	実質赤字比率 ①	連結実質赤字比率 ②	実質公債費比率 ③	将来負担比率 ④
金武町	－	－	4.7%	－
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	

■資金不足比率

会計区分	資金不足比率 ⑤
金武町上水道事業会計	－
金武町下水道事業会計	－
経営健全化基準	20%

◆用語解説

- ①【実質赤字比率】 一般会計等の実質赤字（歳入額を超えて支出したお金）の、標準財政規模に対する割合
- ②【連結実質赤字比率】 公営企業（水道事業等）を含む町のすべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体の赤字の程度を指標化して全会計の財政運営の深刻度を示しています。
- ③【実質公債費比率】 一般会計等が負担する公債費（町の借入金にかかる元金および利息の支払い）の、標準財政規模に占める割合。
- ④【将来負担比率】 町の借入金や将来支払わなければならない負担金等の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。
- ⑤【資金不足比率】 公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示しています。

健全化判断比率において、すべての指標が基準内ではありますが、今後も、将来の事業計画等を踏まえ、町債（借金）については、財政運営に影響を及ぼすことのないよう、適切に管理し、将来負担の軽減に努めてまいります。また十分な自主財源（町税等）の確保、事務事業に係る経費節減に取り組み、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。